

尾張都市計画地区計画の決定（一宮市決定）

都市計画外崎地区計画を次のように決定する。

名 称		外崎地区計画
位 置		一宮市 丹陽町外崎字江東、字郷西、字宮前及び字郷前の各全部 字久古、字江西、字戌居、字遠場、字下川田、字郷、字郷裏、字郷東 及び字上川田の各一部 丹陽町三ツ井字西平の一部 丹陽町吾鬘字東縁葉の一部
面 積		約 2 6 . 7 h a
地区計画の目標		本地区は、市の南東部に位置し、名神高速道路一宮インターチェンジから近く国道22号にも接していることから、市南部のにぎわいの核を目指し、地域生活拠点として都市機能誘導区域の一部に位置づけている。 本計画では、尾張都市計画事業一宮外崎土地区画整理事業による計画的な面的基盤整備に併せ、住宅地及び沿道複合地としての土地利用を促進し、多様な都市機能の集積と良好な居住環境の形成を図ることを目標とする。
及 区 び 域 保 全 の 整 方 針 備 、 開 針 発	土地利用の方針	土地区画整理事業による面的基盤整備に併せ、住宅地及び沿道複合地としての土地利用を促進し、多様な都市機能の集積と良好な居住環境の形成を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な市街地の形成を図るため、2地区の土地利用の方針に基づき、立地する建築物などの用途の制限を行う。 1 A地区 生活利便施設等の都市機能を誘導し、良好な居住環境の創出を図る地区とする。 2 B地区 周辺住環境に配慮した幹線道路の沿道にふさわしい生活利便施設等の都市機能の誘導を図る地区とする。

		地区の 区 分	地区の 名 称	A 地区	B 地区
			地区の 面 積	約 2 6 . 4 h a	約 0 . 3 h a
地区 整備 計画	建 築 物 等 に 関 する 事 項		建築物等の 用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（へ）項第1号から第5号までに掲げるもの（平成31年3月25日以前から尾張都市計画事業一宮外崎土地区画整理事業区域内において、工場又は倉庫業を営む倉庫の用途に供している建築物について尾張都市計画事業一宮外崎土地区画整理事業により移転又は建て替えが必要となったために、これらの建築物に替わるべきものとして建築するもの（従前の建築物と用途、規模が著しく異なるものに限る。）を除く） 2 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類する運動施設 3 カラオケボックスその他これに類するもの 4 マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場、勝舟投票券発売所その他これらに類するもの 5 店舗、飲食店、展示場その他これらに類するものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの 6 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

理 由

地区計画を定めることにより、住宅地、沿道複合地としての建築物等の用途制限を行うことで、良好な居住環境の形成を図る。